

給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた

1. 定額減税の概要

定額減税の対象となる人

- 減税の対象となるのは、令和6年分の合計所得金額が 1,805万円以下の
- 令和6年分所得税の納税者である 居住者 の方です。

定額減税額

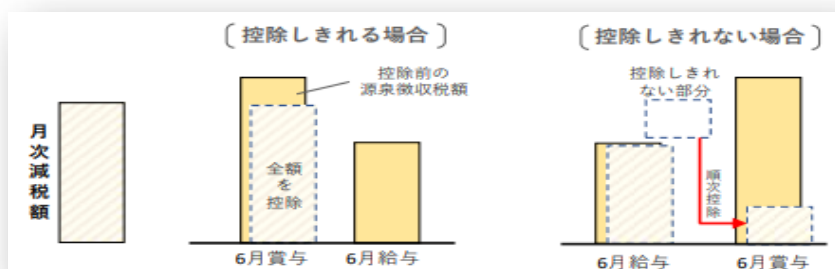
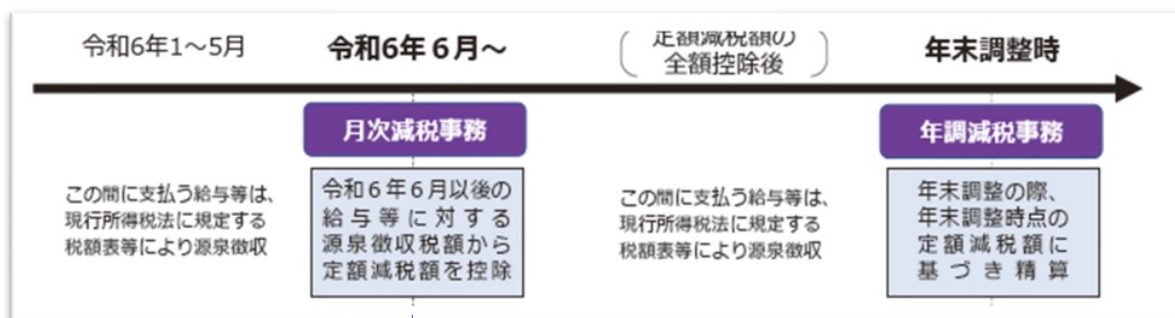
最終的な減税額は、次の①～③の合計金額です

- ① 本人（居住者に限り）30,000円
- ② 同一生計配偶者（所得48万以下の居住者に限り）30,000円
- ③ 扶養親族（所得48万以下の居住者で、16歳未満を含む）
1人につき30,000円

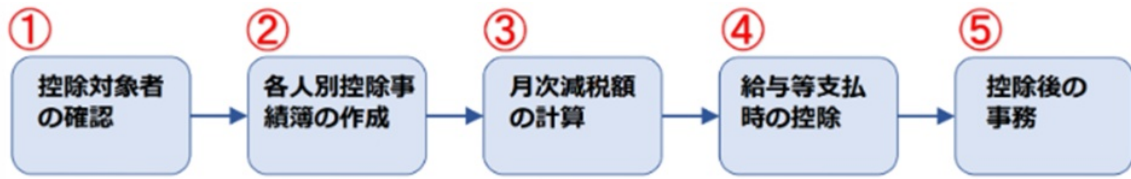
2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）

○給与支払者は、次の月次減税事務と年調減税事務の2つの処理を行うことになります

- ① 令和6年6月1日以後に支払う源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算をする事務



3. 月次減税事務の手順



① 控除対象者の確認

- **基準日（6/1）の給与等の甲欄が適用される居住者の人を選びだす**
- 該当しない人
 - ・ 乙・丙・扶養控除等申告書を提出していないひと
 - ・ 6/2以後に入社した人
- 6/1時点では、所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人も、個別に確認する必要はなく一律で月次減税事務を行ってください

② 各人別控除事績簿の作成

- 国税庁サイトに、「各人別控除事績簿」エクセルがありますが、フォームは任意です

基準日在职者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税額の控除												備考
	同一生計配偶者と扶養親族の数 (①の人数) × 30,000円	月次減税額 (①の人数) × 30,000円	令和6年 月 日			令和6年 月 日			令和6年 月 日			令和6年 月 日			
			控除前 税額	②のうち ③から 控除した 額	控除しきれ ない額 (②-④)	控除前 税額	⑤のうち ⑥から 控除した 額	控除しきれ ない額 (⑤-⑦)	控除前 税額	⑧のうち ⑨から 控除した 額	控除しきれ ない額 (⑧-⑩)	控除前 税額	⑪のうち ⑫から 控除した 額	控除しきれ ない額 (⑪-⑬)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	

③ 月次減税額の計算

<事例> 「同一生計配偶者」・・・有、「扶養親族」・・・2名 の場合
 → 「同一生計配偶者と扶養親族の数」は3名となるので、
30,000円 (本人分) + **30,000円×3名** (同一生計配偶者と扶養親族の分)
 = **120,000円** (月次減税額)

- 「同一生計配偶者」とは、**所得が48万円以下**の居住者であれば、夫の**配偶者控除対象外**の妻を含む
- 「扶養家族」とは、**所得が48万円以下**の居住者であれば、**16歳未満**を含む

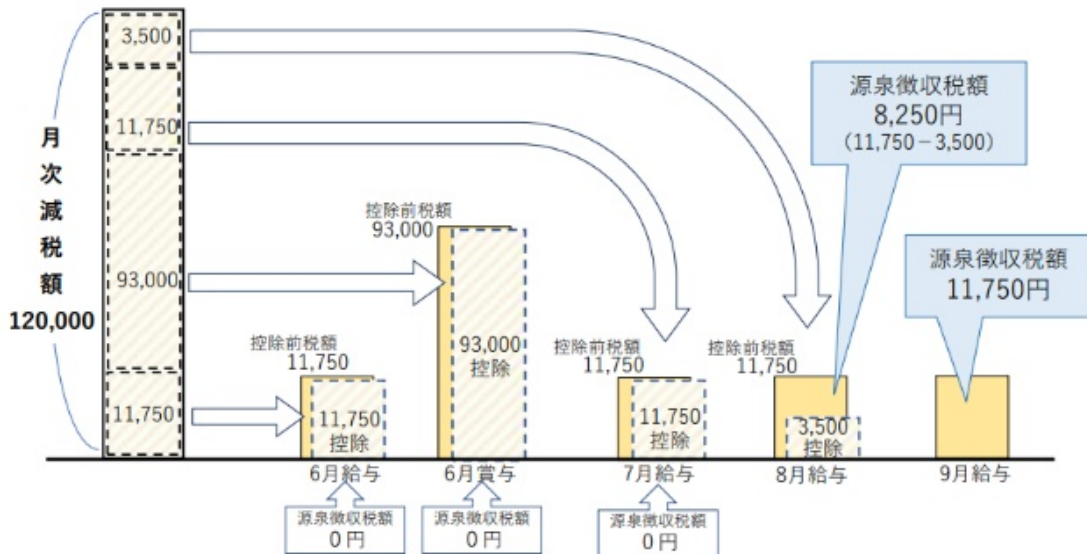
注意！

月次減税額は、最初の月次減税事務までに提出された扶養控除等申告書等により確認した、その提出日の現況における「同一生計配偶者と扶養親族の数」によって決定しますので、その後「同一生計配偶者と扶養親族の数」に異動等があった場合には、**年末調整又は確定申告で調整することになり、月次減税額を再計算することはありません。**

④ 給与等支払時の月次減税額の控除

月次減税額の控除は、6/1日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて控除することとされています

〔計算例〕



この事例では、月次減税額（120,000円）が最初に支払う6月給与の控除前税額（11,750円）を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、**順次控除**します。
9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

⑤ 控除後の事務

〔記載例〕 給与支払明細書

(1) 給与支払明細書への控除額の表示

給与支払明細書	
給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
・	
・	
・	
定額減税額 (所得税)	×××円

(2) 納付書の記載と納付等

- 「年末調整超過税額」欄及び「摘要」欄への**定額減税に関する事項の記載は不要です**
- 月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった「0」場合でも、
(所得税徴収高計算書)を**必ず所轄税務署に提出してください**

〔記載例〕 <納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)>

The screenshot shows a tax payment slip with the following details:

- 納付書 (納付書) 0.606
- 源泉徴収高計算書
- 納付金額: 3,984.5
- 定額減税額 (所得税): 0.606
- 合計額: 3,984.5

各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。

4. 年調減税事務の手順

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

なお、年末調整の際の詳しい事務の内容につきましては、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」で各種情報を令和6年9月頃から随時掲載する予定です

5. 源泉徴収票への表示

年末調整済みの源泉徴収票

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

有	課税	モハ	千	円	特	定	老	人	七	の	他	一	種	別	七	の	他	一
○			380	000	1							1						
社会保険料等の金額			380 000		生命保険料の控除額			120 000		地震保険料の控除額			50 000		住宅借入金等特別控除の額			
内	千	円	1221	300	千	円	120	000	千	円	50	000	千	円	40	千	円	000
(摘要)																		
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円																		

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

有	課税	モハ	千	円	特	定	老	人	七	の	他	一	種	別	七	の	他	一
			1221	300	120	000	50	000	40	000								
(摘要)																		
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円																		
<u>非控除対象配偶者減税有</u>																		

1,000万超人用

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

有	課税	モハ	千	円	特	定	老	人	七	の	他	一	種	別	七	の	他	一
			1221	300	120	000	50	000	40	000								
(摘要)																		
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円																		
<u>減税有 山川花子(同配)</u>																		

年末調整を行っていない源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、

「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません

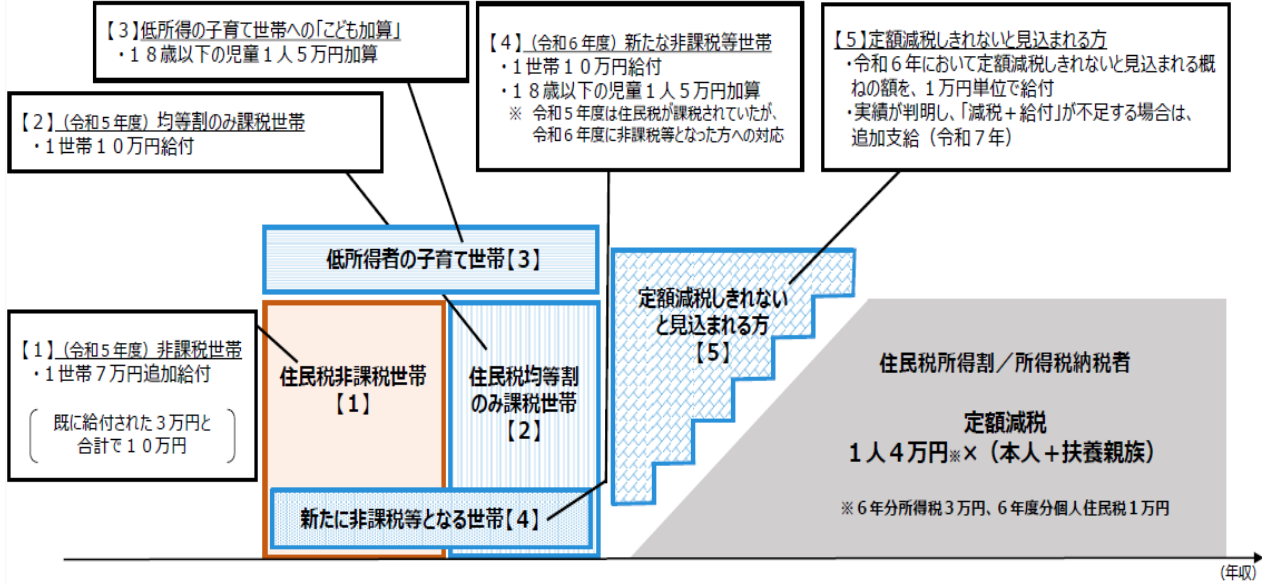
「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入することになります

【参考】

給付金・定額減税一体措置について

○ 昨年11月に策定された経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じた各種給付金及び定額減税を実施。

※ 給付金は、地域の实情に応じた柔軟な取り扱いが可能な交付金により、市区町村において実施。



	令和4年	令和5年	令和6年
【1】住民税非課税世帯 (世帯3万円+7万円)	令和4年所得	令和5年非課税 給付	
【2】均等割のみ課税世帯 (世帯10万円) 【3】こども加算 (1人5万円)	令和4年所得	令和5年均等割のみ 課税	給付
【4】新たに住民税非課税等 となる世帯 (世帯10万円)		令和5年所得	令和6年非課税等 給付
【5】調整給付 (減税しきれない見込みの 額を基礎に算定)		令和5年所得等	給付額算定 給付
所得税定額減税 3万円×(本人+扶養親族)			令和6年所得 減税
個人住民税定額減税 1万円×(本人+扶養親族)		令和5年所得	賦課決定 減税

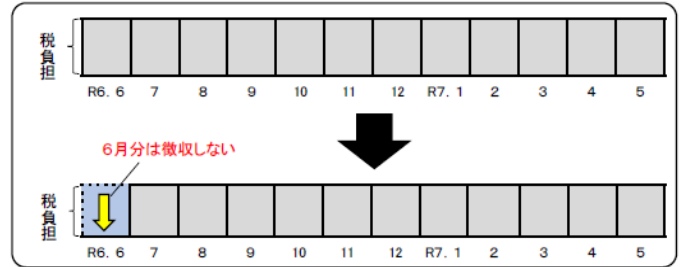
個人住民税の減税の実施方法(案)

減税の実施方法(イメージ)

給与所得に係る特別徴収

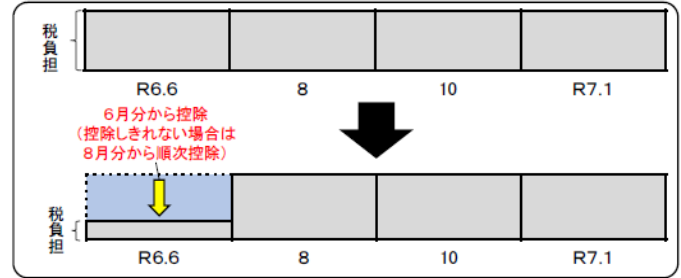
- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税」後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

(注) 合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税(国税)のみ課税者など、定額減税が適用されない者については、通常どおりの徴収方法による。



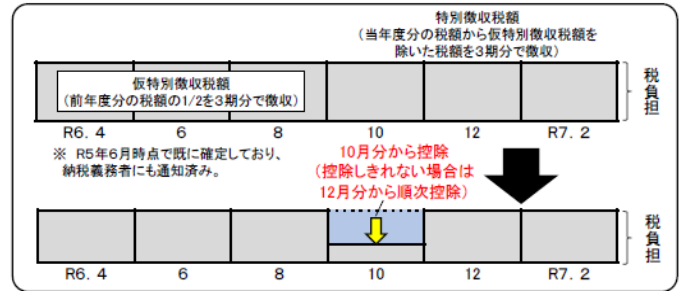
普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】



公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



※ 令和6年度分の個人住民税の徴収方法が当初課税後に変更となる場合の変更後の徴収方法については、上記は適用しない。
ただし、令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分は上記普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から、順次控除する。